

して初任給調整手当を支給する。	して初任給調整手当を支給する。				
(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)					
第7条 任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。					
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。					
改	正	後	改	正	前
(給与に関する特例)		(給与に関する特例)			
第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。		第6条 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第1号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。			
号給	給料月額		号給	給料月額	
1	<u>428,000円</u>		1	<u>414,600円</u>	
2	<u>491,000円</u>		2	<u>475,700円</u>	
3	<u>556,000円</u>		3	<u>538,800円</u>	
4	<u>642,000円</u>		4	<u>621,900円</u>	

5	<u>746,000円</u>
6	<u>851,000円</u>
2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額
1	<u>358,000円</u>
2	<u>395,000円</u>
3	<u>424,000円</u>
3～7 略	
(給与条例の適用除外等)	
第7条 略	
2 略	
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例	
第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適	

5	<u>723,100円</u>
6	<u>825,200円</u>
2 第4条の規定により任期を定めて採用された職員（同条第2号に掲げる場合に係るものに限る。以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	
号給	給料月額
1	<u>346,500円</u>
2	<u>382,600円</u>
3	<u>410,600円</u>
3～7 略	
(給与条例の適用除外等)	
第7条 略	
2 略	
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例	
第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適	

用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。））」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。				
第8条 任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。					
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。					
改	正	後	改	正	前
(給与条例の適用除外等)			(給与条例の適用除外等)		

第7条 略	第7条 略
2 略	2 略
3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「 <u>100分の126.25</u> 」とあるのは「 <u>100分の172.5</u> 」とする。	3 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項及び第16条の4第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年鳥取県条例第4号。以下「任期付研究員条例」という。）第6条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付研究員条例第6条第1項に規定する第1号任期付研究員」と、給与条例第16条の4第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の177.5</u> 」とする。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第9条 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号）の一部を次のように改正する。												
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。												
改	正	後										
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。												
<table><tr><td>号給</td><td>給料月額</td></tr><tr><td>1</td><td><u>405,000円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>455,000円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>508,000円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>574,000円</u></td></tr></table>			号給	給料月額	1	<u>405,000円</u>	2	<u>455,000円</u>	3	<u>508,000円</u>	4	<u>574,000円</u>
号給	給料月額											
1	<u>405,000円</u>											
2	<u>455,000円</u>											
3	<u>508,000円</u>											
4	<u>574,000円</u>											
（給与に関する特例） 第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年鳥取県条例第39号）第1条及び病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）第1条に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。												
改	正	前										
<table><tr><td>号給</td><td>給料月額</td></tr><tr><td>1</td><td><u>392,600円</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>440,700円</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>492,700円</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>555,800円</u></td></tr></table>			号給	給料月額	1	<u>392,600円</u>	2	<u>440,700円</u>	3	<u>492,700円</u>	4	<u>555,800円</u>
号給	給料月額											
1	<u>392,600円</u>											
2	<u>440,700円</u>											
3	<u>492,700円</u>											
4	<u>555,800円</u>											

5	<u>655,000円</u>	5	<u>635,000円</u>
6	<u>765,000円</u>	6	<u>741,100円</u>
7	<u>893,000円</u>	7	<u>865,300円</u>
2～5 略		2～5 略	
(給与条例の適用除外等)		(給与条例の適用除外等)	
第8条 略		第8条 略	
2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項、第16条の4第2項及び第16条の7第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは		2 特定任期付職員に対する給与条例第3条の2、第16条の3第1項、第16条の4第2項及び第16条の7第2項の規定の適用については、給与条例第3条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第7条の規定」と、給与条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは	

「任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「<u>100 分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 97.5</u>」と、給与条例第 16 条の 7 第 2 項中「<u>100 分の 100</u>」とあるのは「<u>100 分の 82.5</u>」とする。	「任期付職員条例第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第 16 条の 4 第 2 項中「<u>100 分の 125</u>」とあるのは「<u>100 分の 95</u>」と、給与条例第 16 条の 7 第 2 項中「<u>100 分の 92.5</u>」とあるのは「<u>100 分の 75</u>」とする。
第 10 条 任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。	
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(給与条例の適用除外等) 第 8 条 略	(給与条例の適用除外等) 第 8 条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 2 項及び第 16 条の 7 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、給与	2 特定任期付職員に対する給与条例第 3 条の 2、第 16 条の 3 第 1 項、第 16 条の 4 第 2 項及び第 16 条の 7 第 2 項の規定の適用については、給与条例第 3 条の 2 中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員の採用等に関する条例（平成 14 年鳥取県条例第 67 号。以下「任期付職員条例」という。）第 7 条の規定」と、給与

条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第16条の7第2項中「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第16条の7第2項中「<u>100分の96.25</u>」とあるのは「<u>100分の78.75</u>」とする。	条例第16条の3第1項中「第7条の2第1項の規定に基づく人事委員会規則で指定する職を占める職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として人事委員会規則で定める職員（次項において「管理監督職員」という。）」とあるのは「任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員」と、給与条例第16条の4第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第16条の7第2項中「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の82.5</u>」とする。
(鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部改正) 第11条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例（平成19年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(知事、副知事、政策統轄監、教育長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略	(知事、副知事、政策統轄監、教育長及び常勤の監査委員の給与) 第2条 略

2・3 略	2・3 略																				
4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、<u>6月に支給する場合には100分の154.5、12月に支給する場合には100分の164.5</u>を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の表に定める割合を乗じて得た額とする。	4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に100分の154.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。																				
5 略	5 略																				
別表第1（第2条、第4条関係）	別表第1（第2条、第4条関係）																				
<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬又は給料の額</th></tr> <tr> <td>知事</td><td>月額 <u>1,237,000円</u></td></tr> <tr> <td>副知事</td><td>月額 <u>974,000円</u></td></tr> <tr> <td>政策統轄監</td><td>月額 <u>813,000円</u></td></tr> <tr> <td>教育長</td><td>月額 <u>799,000円</u>を超えない範囲内において知事が定める額</td></tr> </table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,237,000円</u>	副知事	月額 <u>974,000円</u>	政策統轄監	月額 <u>813,000円</u>	教育長	月額 <u>799,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額	<table> <tr> <th>区分</th><th>報酬又は給料の額</th></tr> <tr> <td>知事</td><td>月額 <u>1,200,000円</u></td></tr> <tr> <td>副知事</td><td>月額 <u>945,000円</u></td></tr> <tr> <td>政策統轄監</td><td>月額 <u>789,000円</u></td></tr> <tr> <td>教育長</td><td>月額 <u>775,000円</u>を超えない範囲内において知事が定める額</td></tr> </table>	区分	報酬又は給料の額	知事	月額 <u>1,200,000円</u>	副知事	月額 <u>945,000円</u>	政策統轄監	月額 <u>789,000円</u>	教育長	月額 <u>775,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額
区分	報酬又は給料の額																				
知事	月額 <u>1,237,000円</u>																				
副知事	月額 <u>974,000円</u>																				
政策統轄監	月額 <u>813,000円</u>																				
教育長	月額 <u>799,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額																				
区分	報酬又は給料の額																				
知事	月額 <u>1,200,000円</u>																				
副知事	月額 <u>945,000円</u>																				
政策統轄監	月額 <u>789,000円</u>																				
教育長	月額 <u>775,000円</u> を超えない範囲内において知事が定める額																				

教育委員会の委員			月額	169,000円
選挙管理委員会 の委員	委員長		月額	28,100円
	委員		月額	23,800円
監査委員	常勤の監査委員		月額	594,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の議員のうちから選任された監査委員		月額	95,700円
人事委員会 の委員	議長を有する者のうちから選任された監査委員		月額	246,000円
	委員		月額	206,000円
教育委員会の委員			月額	164,000円
選挙管理委員会 の委員	委員長		月額	27,300円
	委員		月額	23,100円
監査委員	常勤の監査委員		月額	576,000円を超えない範囲内において知事が定める額
	非常勤の議員のうちから選任された監査委員		月額	92,800円
人事委員会 の委員	議長を有する者のうちから選任された監査委員		月額	239,000円
	委員		月額	200,000円
教育委員会の委員			月額	164,000円

労働委員会の委員	会長	月額 <u>206,000円</u>
	公益委員	月額 <u>169,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>145,000円</u>
収用委員会 の委員	会長	月額 <u>28,100円</u>
	委員	月額 <u>23,800円</u>
海区漁業調整委員会の委員	会長	月額 <u>18,400円</u>
	委員	月額 <u>16,300円</u>
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 <u>18,400円</u>
	委員	月額 <u>16,300円</u>
公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>206,000円</u>
	委員	月額 <u>169,000円</u>
専門委員		月額 <u>16,300円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同参		月額 <u>10,900円以内</u>

労働委員会の委員	会長	月額 <u>200,000円</u>
	公益委員	月額 <u>164,000円</u>
	使用者委員及び労働者委員	月額 <u>141,000円</u>
収用委員会 の委員	会長	月額 <u>27,300円</u>
	委員	月額 <u>23,100円</u>
海区漁業調整委員会の委員	会長	月額 <u>17,800円</u>
	委員	月額 <u>15,800円</u>
内水面漁場管理委員会の委員	会長	月額 <u>17,800円</u>
	委員	月額 <u>15,800円</u>
公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>200,000円</u>
	委員	月額 <u>164,000円</u>
専門委員		月額 <u>15,800円以内</u>
附属機関（鳥取県男女共同参		月額 <u>10,600円以内</u>

画推進員を除く。)の委員その他の構成員 鳥取県男女共同参画推進員 日額 16,300円 略		画推進員を除く。)の委員その他の構成員 鳥取県男女共同参画推進員 日額 15,800円 略	
--	--	--	--

第12条 鳥取県知事等の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(知事、副知事、政策統轄監、教育長及び常勤の監査委員の給与)				(知事、副知事、政策統轄監、教育長及び常勤の監査委員の給与)	
第2条 略				第2条 略	
2・3 略				2・3 略	
4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に100分の159.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の		4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に100分の159.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の		4 第1項に規定する者の受ける期末手当の額は、給料月額100分の145に相当する額に、6月に支給する場合には100分の154.5、12月に支給する場合には100分の164.5を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間におけるその	

合を乗じて得た額とする。 5 略	者の在職期間の区分に応じて、一般職給与条例第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 5 略
(職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正) 第13条 職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例 (令和4年鳥取県条例第26号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
附 則 第1条～第30条 略 第31条 令和13年3月31日までの間、附則第19条の規定中「第7条の3から第9条まで」とあるのは「第7条の3第1項及び附則第20項の規定により読み替えられた同条第2項中権衡上必要職員に係る部分、第8条、第9条」と、「及び第16条の9」とあるのは「並びに第16条の9」と読み替えるものとする。	附 則 第1条～第30条 略 第31条 令和8年3月31日までの間、附則第19条の規定中「第7条の3から第9条まで」とあるのは「第7条の3第1項及び附則第20項の規定により読み替えられた同条第2項中権衡上必要職員に係る部分、第8条、第9条」と、「及び第16条の9」とあるのは「並びに第16条の9」と読み替えるものとする。

2 略	2 略
(特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部改正) 第14条 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例（令和7年鳥取県条例第1号）の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。	
改 正 後	改 正 前
(部分休業に関する特例) 第4条 鳥取方式短時間勤務職員に対する<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第20条の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条例第20条第2項の人事委員会</u>	(部分休業に関する特例) 第4条 鳥取方式短時間勤務職員に対する部分休業（<u>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第19条第1項に規定する部分休業をいう。）の承認は、職員の育児休業等に関する条例（平成4年鳥取県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第20条の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条例第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間</u>

規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）から<u>第1号部分休業の承認を受けようとする日における前条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u>	から当該特別休暇の時間を減じた時間）から<u>部分休業の承認を受けようとする日における前条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</u>
（子育て部分休暇に関する特例） 第5条 鳥取方式短時間勤務職員の勤務時間条列第17条第2項第3号アに掲げる子育て部分休暇（以下「<u>第1種子育て部分休暇</u>」という。）の期間は、<u>同項の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条列第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）から第1種子育て部分休暇の承認を受けようとする日における第3条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で30分を単位として必要と認められる期間とする。</u>	（子育て部分休暇に関する特例） 第5条 鳥取方式短時間勤務職員の子育て部分休暇（勤務時間条列第17条第1項第3号に掲げる子育て部分休暇をいう。）の期間は、<u>同条第2項の規定にかかわらず、1日につき2時間（育児休業条列第20条第2項の人事委員会規則で定める特別休暇を承認されている職員にあっては、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）から子育て部分休暇の承認を受けようとする日における第3条第2項の規定により付与された働き方支援休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で30分を単位として必要と認められる期間とする。</u>

第15条 特定の職の人材確保のための鳥取方式短時間勤務を導入する緊急措置に関する条例の一部を次のように改正する。 別表第1から別表第3までを次のように改める。 別表第1 行政職基準給料月額表（第7条関係）			
職務の級 号給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 162,900	円 201,300	円 229,800
2	163,800	202,400	230,700
3	164,800	203,500	231,500
4	165,700	204,700	232,300
5	166,600	205,900	233,100
6	168,000	207,000	234,000
7	169,400	208,200	234,700
8	170,700	209,400	235,600
9	171,900	210,500	236,400

10	173, 300	211, 500	237, 200
11	174, 700	212, 600	238, 100
12	176, 000	213, 700	238, 900
13	177, 300	214, 700	239, 700
14	178, 700	215, 700	240, 800
15	180, 100	216, 700	241, 900
16	181, 500	217, 700	242, 900
17	182, 500	218, 600	243, 900
18	183, 800	219, 500	245, 000
19	185, 200	220, 400	246, 000
20	186, 400	221, 300	247, 000
21	187, 600	222, 100	247, 800
22	189, 000	222, 900	248, 800
23	190, 300	223, 700	249, 800
24	191, 600	224, 600	250, 900
25	193, 000	225, 400	251, 900

26	194, 400	226, 200	252, 800
27	195, 500	226, 800	253, 600
28	196, 500	227, 600	254, 400
29	197, 600	228, 200	255, 400
30	198, 500	228, 900	256, 400
31	199, 500	229, 600	257, 300
32	200, 400	230, 200	258, 300
33	201, 300	230, 700	259, 200
34	202, 000	231, 400	260, 300
35	202, 800	232, 100	261, 300
36	203, 600	232, 600	262, 400
37	204, 500	233, 100	263, 400
38	205, 200	233, 800	264, 500
39	205, 900	234, 400	265, 600
40	206, 600	235, 000	266, 700
41	207, 300	235, 600	267, 700

42	207, 900	236, 100	268, 700
43	208, 400	236, 700	269, 800
44	208, 900	237, 300	270, 700
45	209, 400	237, 900	271, 500
46	209, 900	238, 400	272, 600
47	210, 400	239, 000	273, 700
48	210, 900	239, 500	274, 700
49	211, 400	240, 100	275, 700
50	211, 900	240, 600	276, 700
51	212, 400	241, 100	277, 700
52	212, 800	241, 700	278, 700
53	213, 100	242, 100	279, 800
54	213, 400	242, 600	280, 600
55	213, 700	243, 100	281, 600
56	213, 900	243, 700	282, 500
57	214, 200	244, 200	283, 100

58	214, 400	244, 700	283, 800
59	214, 700	245, 200	284, 400
60	214, 900	245, 800	285, 100
61	215, 200	246, 300	285, 700
62	215, 400	246, 800	286, 000
63	215, 700	247, 200	286, 500
64	215, 900	247, 600	287, 000
65	216, 200	248, 000	287, 700
66	216, 400	248, 500	288, 300
67	216, 700	249, 000	288, 900
68	216, 900	249, 500	289, 400
69	217, 200	249, 800	289, 800
70	217, 400	250, 200	290, 300
71	217, 700	250, 600	290, 700
72	217, 900	251, 100	291, 200
73	218, 200	251, 500	291, 500

74	218, 400	251, 900	291, 900
75	218, 700	252, 100	292, 100
76	218, 900	252, 400	292, 500
77	219, 200	252, 500	292, 800
78	219, 400	252, 800	293, 200
79	219, 700	252, 900	293, 600
80	219, 900	253, 200	294, 000
81	220, 200	253, 400	294, 300
82	220, 400	253, 500	294, 600
83	220, 700	253, 800	294, 900
84	220, 900	253, 900	295, 300
85	221, 200	254, 200	295, 500
86	221, 400	254, 400	295, 900
87	221, 700	254, 600	296, 200
88	221, 900	254, 900	296, 500
89	222, 200	255, 100	296, 700

90	222, 400	255, 400	297, 000
91	222, 700	255, 600	297, 400
92	222, 900	255, 900	297, 700
93	223, 200	256, 000	297, 900
94		256, 200	298, 100
95		256, 400	298, 400
96		256, 800	298, 700
97		256, 900	298, 900
98		257, 200	299, 300
99		257, 400	299, 600
100		257, 800	299, 900
101		257, 900	300, 400
102		258, 200	300, 700
103		258, 400	301, 000
104		258, 700	301, 400
105		258, 800	301, 800

106		259, 100	302, 100
107		259, 300	302, 400
108		259, 600	302, 600
109		259, 800	302, 900
110		260, 000	303, 300
111		260, 300	303, 500
112		260, 600	303, 800
113		260, 800	304, 100
114		260, 900	
115		261, 200	
116		261, 500	
117		261, 700	
118		261, 800	
119		262, 100	
120		262, 300	
121		262, 600	

122			262, 800	
123			263, 000	
124			263, 300	
125			263, 500	

備考 この表は、給与条例別表第 1 の適用を受ける鳥取方式短時間勤務職員の基準月額を示す表である。

別表第 2 医療技術職基準給料月額表（第 7 条関係）

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	167, 200	199, 500	228, 200	244, 000
2	168, 900	200, 500	228, 900	244, 600
3	170, 700	201, 600	229, 500	245, 200
4	172, 400	202, 700	230, 200	245, 800
5	174, 100	203, 700	230, 800	246, 400
6	175, 800	204, 600	231, 500	247, 000
7	177, 400	205, 400	232, 100	247, 500

8	178, 900	206, 200	232, 700	248, 100
9	180, 400	207, 100	233, 300	248, 800
10	182, 000	208, 000	234, 000	249, 400
11	183, 600	208, 900	234, 600	250, 000
12	185, 300	209, 900	235, 300	250, 500
13	186, 700	210, 900	236, 000	251, 000
14	188, 400	211, 900	236, 600	251, 900
15	190, 200	212, 900	237, 200	252, 900
16	192, 000	213, 900	237, 900	253, 900
17	193, 700	214, 700	238, 600	254, 800
18	194, 600	215, 500	239, 200	255, 800
19	195, 500	216, 400	239, 900	256, 700
20	196, 400	217, 300	240, 500	257, 700
21	197, 300	218, 200	241, 100	258, 700
22	198, 000	218, 900	241, 900	259, 700
23	198, 700	219, 600	242, 600	260, 700